

## 茅ヶ崎市提案型民間活用制度事業者選定委員会の立ち上げについて

## 1. 提案型民間活用制度創設の経緯

本市では、平成24年2月に、「公民連携の基本的な考え方や事業手法選択の手順、事業手法の具体的な内容等を明らかにするとともに、民間団体や民間事業者と連携・協働を推進する上での留意事項等」について、全市的な認識の共有化を図るために、公民連携推進のための基本的な考え方を策定しました。

考え方においては、公民連携推進のための方策の1つとして、「提案型民間活用制度の導入」を位置付け、総合計画の新しい基軸の1つに掲げた「新しい公共」を具現化するための取り組みとし、平成26年3月には基本的な考え方を記載した「提案型民間活用制度ガイドライン（暫定版）」を策定したところです。

## 2. 提案型民間活用制度について

提案型民間活用制度の類型は、「テーマ設定型」及び「自由提案型」の2つとなります。詳細は資料2にて説明します。

## 3. 提案型民間活用制度の運用状況について

提案型民間活用制度の運用状況については次のとおりです。

類 型	運 用 状 況
テーマ設定型	平成26年度より実施、同年度は「狭あい道路調査等業務」「市営住宅の修繕業務」を採択（27年度より実施）、27年度は「公共施設等包括管理業務」を採択（28年度より実施）しました。 今後は、総合計画実施計画策定年度のみの運用とすることを予定しています。
自由提案型	平成28年度中に制度設計を行い、29年度当初から民間委託化提案募集を行う予定です。

## 4. 委託事業者の選定にあたって

本市では、提案型民間活用制度の委託事業者の選定にあたっては、要綱設置により「提案型民間活用制度事業企画提案審査委員会」を設置し、庁内委員及び外部臨時委員を委嘱し、実施してきました。

しかしながら、全庁的な附属機関の見直しの中で、実質的に審議を行っている本会議体は、新たに附属機関に位置付けることとし、次のとおり委員構成を整理することとしました。

これまで	要綱設置	庁内委員（関係部長）＋外部臨時委員（都度委嘱）
これから	条例設置	各種有識者＋臨時委員（都度委嘱）

（参考）附属機関と附属機関に類する機関の違い

区分	設置根拠	機能
附属機関	法律又は条例	調停、審査、審議又は調査
附属機関に準ずる機関	要綱	上記以外